

〔第24回 学術集会シンポジウムII〕

## 生活者としての家族を支える訪問看護師のかかわり

医療法人社団ささらぎ会 緑が丘訪問看護ステーション

山崎 潤子

訪問看護は、人々の生活の場である在宅で、暮らしを支える看護を提供しています。医療やケアが複雑化し、医療依存度の高い在宅療養者が増えている一方で、高齢者世帯や独居世帯の増加など介護力の弱い家族も増えている現状があります。

病院を退院する患者について、「介護力がないから、在宅は無理では？」という相談が持ち込まれることがあります。ある療養者の事例では、入院中は家族が非協力的に見え、退院後の処置やケアを家族が行うことに病院側は不安を感じていました。しかし、その家族からすると入院中は「病院に任せなければ」と感じていたようです。退院後は療養者を尊重した関わりと丁寧なケアを家族が行い、在宅生活

を送ることができました。また別の事例では、入院中から家族が積極的で退院後もADLの拡大が望めるかと思われましたが、夫婦関係、親子関係での問題が顕在化し、在宅療養の継続が困難となりました。

訪問看護師は療養者だけでなく家族も対象とした看護を提供しています。訪問看護では家族を単なる介護の担い手として捉えるのではなく、療養者と家族が安定した関係を保ちながら暮らしていけるよう寄り添う姿勢で関わっています。病院と在宅のそれぞれ視点から協力して関わり、在宅療養者を支援していくことが今後ますます求められていくと思われます。

## 地域で家族を支える体制づくりと行政（市町村）の役割

千葉県松戸市子ども部審議監

胡内 敦司

地域で安心して子育てをしながら暮らしていくためには、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援を行い、不安や悩みに寄り添いながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施していく体制が必要となる。いつでも相談することができる場所がある、困りごとなどが発生した場合でもサポートしてもらいことができる場所がある、という安心感をもって子育てができるような環境を整備していくことである。

地域においては、医療機関（産科、小児科等）、保育所・幼稚園、学校、子育て支援拠点施設など、子どもや保護者に関わる様々な機関が、それぞれ必要な支援を実施しており、行政（市町村）としては、これらの支援が有機的に機能するよう、各関係

機関の連携を促進・強化していく中心的な役割が求められる。平成28年に改正された児童福祉法及び母子保健法においても、行政には、児童等に対する必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉法）及び、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」（母子保健法）の整備による体制強化とともに、これらを中心とした地域の各関係機関の連携強化が求められている。

今後、行政は、体制の強化と連携の強化に取り組んでいくことになるが、地域で家族を支えていく上で看護職の役割は大変重要となるので、みなさんには、どのような機関で仕事をされていても、行政や関係機関との連携という点で積極的に関わっていただきたい。期待しています。